

事業者様

静岡労働局長登録教習機関
一般社団法人 浜松労働基準協会

【一般的】化学物質管理者講習の開催について

令和6年4月1日より施行された改正労働安全衛生規則において、法令で定めるリスクアセスメント対象化学物質を製造、取扱いまたは譲渡提供をする事業場においては、業種や規模に関わりなく化学物質管理者を選任することが義務付けられました。

このうち、リスクアセスメント対象化学物質を取り扱いまたは譲渡する事業場において、当該管理者の選任にあたって受講が推奨されております「化学物質管理者講習に準ずる講習」としての標記講習を当協会にて下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の選任者及びその予定者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

なお、リスクアセスメント対象化学物質を製造する事業場における化学物質管理者の選任にあたって必要な講習は別途「【専門的】化学物質管理者講習」を実施しておりますので、そちらを受講してください。

記

1. 講習日時及び会場（1日）

	第1回	第2回
場所：浜松卸商センター「アルラ」 集合時間：8時50分	6月19日（木）	11月4日（火）

- ※ 日程及び学科講習会場は都合により変更することがあります。
- ※ 受講日は集合時間までに必ずお越しください。遅刻されますと失格になります。

2. 受講料等（1名あたり）

	受講料（テキスト代含む）	消費税(10%)	合計
当協会員事業場	15,000円	1,500円	16,500円
非協会員事業場	17,000円	1,700円	18,700円

3. 申込みの方法

- (1) 裏面受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換えに受講券をお受け取りください。

※ 定員に達し次第締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

- (2) 申込みの取消しは、開催日の7日前までに受講券と受講料等の領収証の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。

また、受講者や受講月の変更につきましては、開催日の7日前までに、ご連絡ください。開催日の7日前までに受講者並びに受講月の変更についてご連絡がない場合は、変更することができませんし、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。

なお、受講月の変更は、受講者1名につき、年度内に限って1回のみ可能です。

- (3) 講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

4. 注意事項

講習会当日に遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金も致しません。

また、受講当日の昼食等による会場敷地内からの外出につきましては、事故防止及び安全管理上の観点から禁止しておりますので、予めご承知おきください。

5. 修了証の交付

講習修了者には『【一般的】化学物質管理者講習修了証』を交付します。

